

児童手当の支給漏れについて

8月25日支給の児童手当について、96世帯への支給漏れが判明しました。

- 経緯: 支給当日に支給対象の方から問い合わせを受け、市で確認をしたところ、対象者の一部への支給漏れが判明。
- 原因: 住民税を未申告の方の一部に対する処理を誤ったことにより、本来支払い対象となる方への支給が漏れたため。
- 対象: 住民税を未申告の方の一部
件数: 96世帯 金額: 454万円
- 対応: 令和8年8月25日(火)以降、市職員が電話で謝罪を行い、令和8年8月28日(金)までに全ての対象者に対して振り込みを完了予定。
- 再発防止策:
今後は、事務処理マニュアルに工程ごとのチェックリストを加え、進捗管理を徹底することで、適正な事務処理に努めてまいります。

お問い合わせ先
健康こども部子育て支援課
担当: 久保木・三宅
☎ 043-421-6124